

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立あゆみの家における指定管理者制度の導入について
----	-----------------------------

内容は別紙1および別紙2のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（指定管理者による公の施設の管理・業務委託）

（担当部課： 福祉部 あゆみの家 運営係）

事業の概要

事業名	新宿区立あゆみの家における指定管理者制度の導入
担当課	福祉部あゆみの家
目的	柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るために、指定管理者制度を導入する。
対象者	施設の利用者及び施設を活用した事業の利用者
事業内容	<p>1 指定管理者に委任する業務</p> <p>(1) 施設の設置目的に関する事業の実施</p> <p>ア 生活介護事業</p> <p>イ 短期入所事業・日中ショートステイ事業</p> <p>ウ 土曜ケアサポート事業</p> <p>(2) 会議室等の利用の承認、利用の不承認及び利用の取消に関すること。</p> <p>(3) 施設及び施設の維持管理に関すること</p> <p>2 指定管理への移行準備</p> <p>指定管理への移行準備として平成23年11月から平成24年3月末まで5か月間の引き継ぎ期間を設ける。この間、施設が円滑に運営できるよう引き継ぎ及び開設準備を行う。</p>

件名 新宿区立あゆみの家における指定管理者制度の導入について

施設の名称	新宿区立あゆみの家
施設の所管課	福祉部あゆみの家
指定管理者の名称	現時点では未定。 平成24年4月の導入にむけ、平成23年5月から事業者の公募を行い審査の後平成23年8月に決定する。
指定管理者が取扱う個人情報の業務	生活介護・短期入所・日中ショートステイ・土曜ケアサポート・給食サービス・会議室の利用
指定管理者が取扱う個人情報の項目	氏名・性別・生年月日・住所・続柄・親族関係・婚歴・電話番号・職業職歴・学歴・日常生活動作・言語能力・知的能力・対人関係・収入・公的扶助・健康状態・病歴・障害・障害名・主治医・投薬・家庭状況・居住状況・趣味し好・団体加入
個人情報項目の記録媒体	紙及び電子媒体
指定管理の開始時期及び期限	平成24年 4月 1日 から平成29年 3月31日まで
指定管理者としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 個人情報が記載された書類等は施錠できる金庫(キャビネット)等に保管する。 3 職員に対し個人情報保護に関する研修等を実施する。
指定にあたり区が行う情報保護対策	協定にあたり新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。また協定書に別紙「特記事項」を付す。

特記事項(指定管理者協定用)

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 新宿区情報公開条例第20条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。
 - (2) 新宿区個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に伴い取扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(委託の制限)

- 5 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(個人情報の取扱いに関する苦情への対応)

- 6 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

(個人情報の引渡義務等)

- 7 乙は、指定が終了した場合は、当該指定管理業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、個人情報の取扱いに関して事故が発生したとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

別紙2(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…
報告事項

件名新宿区立あゆみの家における指定管理者への引き継ぎについて (業務委託)

保有課(担当課)	福祉部あゆみの家
登録業務の名称	新宿区立あゆみの家における指定管理者への引き継ぎ
委託先	現時点では未定。 平成24年4月の導入にむけ、平成23年5月から事業者の公募を行い審査の後平成23年8月に決定する。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	氏名・性別・生年月日・住所・続柄・親族関係・婚歴・電話番号・職業職歴・学歴・日常生活動作・言語能力・知的能力・対人関係・収入・公的扶助・健康状態・病歴・障害・障害名・主治医・投薬・家庭状況・居住状況・趣味嗜好・団体加入
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電子媒体
委託理由	指定管理者制度に移行するにあたり、施設の円滑な運営を実現するため。
委託の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 ・短期入所 ・日中ショートステイ ・土曜ケアサポート ・給食サービス ・会議室の利用
委託の開始時期及び期限	平成23年11月1日 から 平成24年3月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 個人情報記録された書類等は施錠できる金庫(キャビネット)等に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。